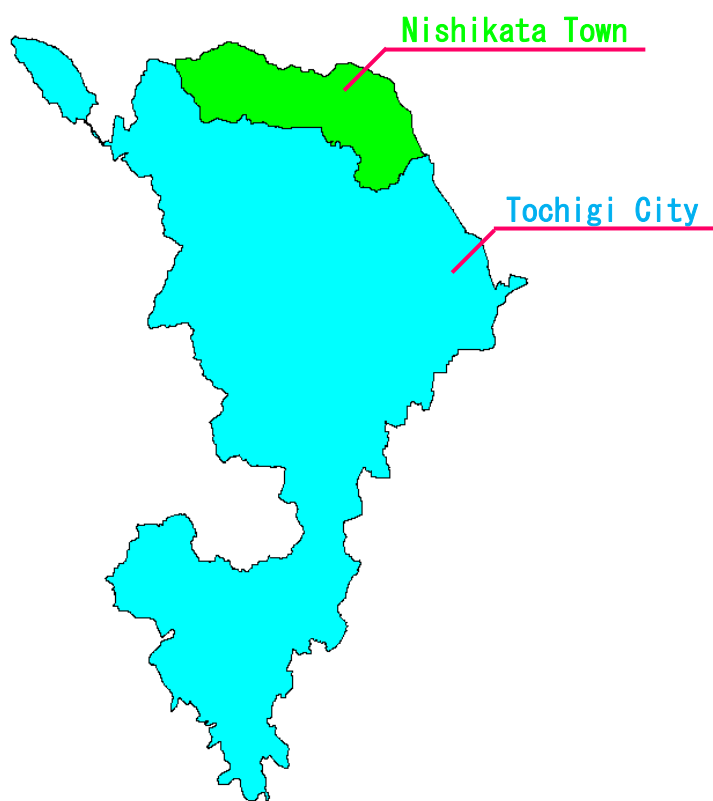


栃木市・西方町合併協議会

第2回 会議資料 ①



日時：平成22年10月15日（金）午前10時

会場：西方町総合文化体育館 2階研修室

目 次

(1) 協議事項

協議第 7 号	合併協定項目 5	財産及び債務の取扱いについて・・・P	1
協議第 8 号	合併協定項目 6	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
協議第 9 号	合併協定項目 7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 12
協議第 10 号	合併協定項目 8	地方税の取扱いについて・・・・・・・・	P 15
協議第 11 号	合併協定項目 9	地域自治制度の取扱いについて・・・	P 28
協議第 12 号	合併協定項目 10	一般職の職員の身分の取扱いについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 35
協議第 13 号	合併協定項目 11	特別職の身分の取扱いについて・・・	P 43
協議第 14 号	合併協定項目 12	条例、規則等の取扱いについて・・・	P 74
協議第 15 号	合併協定項目 13	事務組織及び機構の取扱いについて・	P 77
協議第 16 号	合併協定項目 14	一部事務組合等の取扱いについて・・・	P 81

協議第 7 号

合併協定項目 5 財産及び債務の取扱いについて

財産及び債務の取扱いについて、協議を求める。

平成 22 年 10 月 15 日提出

栃木市・西方町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 5 財産及び債務の取扱い
調整方針	西方町の所有する財産及び債務は、すべて栃木市に引き継ぐこととする。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱い				関係項目	
調整の方針	西方町の所有する財産及び債務は、すべて栃木市に引き継ぐこととする。					
現 況					具体的な調整内容	
栃 木 市			西 方 町			
平成 21 年度末現在			平成 21 年度末現在			
1. 公有財産			1. 公有財産			
(1)行政財産	土地	建 物	(1)行政財産	土地	建物	
○公用財産			○公用財産			
庁 舎	36, 073. 770 m ²	16, 497. 867 m ²	庁 舎	14, 234. 94 m ²	4, 598. 20 m ²	
消防施設	11, 472. 380 m ²	3, 166. 896 m ²	消防施設	963. 51 m ²	245. 10 m ²	
その他	18, 463. 310 m ²	2, 713. 178 m ²	その他			
計	66, 009. 460 m ²	22, 377. 941 m ²	計	15, 198. 45 m ²	4, 843. 30 m ²	
○公共用財産			○公共用財産			
学 校	830, 448. 672 m ²	231, 957. 385 m ²	学 校	43, 317. 19 m ²	10, 628. 53 m ²	
公営住宅	45, 542. 720 m ²	59, 404. 084 m ²	公営住宅			
公園・広場	1, 026, 138. 838 m ²	24, 777. 593 m ²	公園・広場	121, 684. 22 m ²	417. 87 m ²	
その他	1, 076, 784. 430 m ²	119, 402. 869 m ²	その他	315, 888. 83 m ²	8, 720. 40 m ²	
計	2, 978, 914. 660 m ²	435, 541. 931 m ²	計	480, 890. 24 m ²	19, 766. 80 m ²	
(2)普通財産			(2)普通財産			
	土地	建物		土地	建物	
○宅地・建物	252, 579. 157 m ²	13, 487. 620 m ²	○宅地・建物	12, 838. 61 m ²	1, 367. 87 m ²	
○山 林 土地	412, 861. 370 m ²		○山 林 土地	197, 758. 00 m ²		
○その他 土地	40, 821. 210 m ²		○その他 土地	20, 278. 46 m ²		
(3)有価証券			(3)有価証券			
○株券	14, 550 千円		なし			
(4)立木 杉（日光杉並木）	4 本		(4)立木 杉（日光杉並木）	1 本		

(5)出資による権利 別紙1のとおり	(5)出資による権利 別紙1のとおり	
2. 債権	2. 債権	
○高額療養費貸付原資 10,000 千円	○奨学資金貸付金 8,818 千円	
○地域総合整備資金 12,000 千円	○老人保健施設建設貸付金 21,360 千円	
○住宅新築資金等貸付金（旧栃木市分） 208,993 千円		
○住宅新築資金等貸付金（旧藤岡町分） 40,569 千円		
○住宅新築資金等貸付金 34,103 千円	計 30,178 千円	
（地域改善対策住宅新築資金等貸付特別会計）		
計 305,665 千円		
3. 物品 庁用車等	3. 物品 庁用車等	
4. 基金 別紙2のとおり	4. 基金 別紙2のとおり	
5. 債務（地方債・企業債残高等） 別紙3のとおり	5. 債務（地方債・企業債残高等） 別紙3のとおり	
6. 財産区 別紙4	6. 財産区 なし	

公営企業（水道事業会計）

現 況					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
平成２１年度末現在 栃木水道事業 １ 土地 28,020.62 ㎡ ２ 施設 ・ 菌部浄水場 ・ 川原田浄水場 ・ 大塚浄水場 ・ 大宮浄水場 ・ 各系統施設 合計 31 施設 ・ 水道庁舎 635.70 ㎡ ・ 水道施設面積 2,482.83 ㎡ ・ 水道導・配・送水管 145,857m 364,999.7m ３ 物品 庁用車・貯蔵品等 ４ 有価証券 政府短期証券 699,209 千円 ５ 積立金 減債 550,000 千円 建設改良 380,000 千円 決算認定において、減債積立金に 150,000 千円を処分予定 ６ 債務 企業債 4,143,298 千円	大平水道事業 １ 土地 11,130 ㎡ ２ 施設 ・ 川連水源地 ・ 蔵井水源地 ・ 上高島水源地 ・ 榎本水源地 ・ 各系統施設 合計 22 施設 ・ 水道施設面積 558.57 ㎡ ・ 水道導・配・送水管 145,857m ３ 物品 庁用車・貯蔵品等 ４ 有価証券 ５ 積立金 減債 109,620 千円 建設改良 235,908 千円 決算認定において、減債積立金に 10,000 千円、建設改良積立金に 10,418 千円を処分予定 ６ 債務 企業債 1,947,848 千円	藤岡水道事業 １ 土地 5,927.1 ㎡ ２ 施設 ・ 第１浄水場 ・ 第２浄水場 ・ 第３浄水場 ・ 各浄水場系統施設 合計 25 施設 ・ 水道施設面積 499.4 ㎡ ・ 水道導・配・送水管 142,744.36m ３ 物品 庁用車・貯蔵品等 ４ 有価証券 ５ 積立金 減債 91,500 千円 建設改良 223,000 千円 決算認定において、減債積立金 2,500 千円、建設改良積立金に 45,000 千円を処分予定 ６ 債務 企業債 1,510,511 千円	都賀水道事業 １ 土地 10,354.07 ㎡ ２ 施設 ・ 都賀浄水場 ・ 浄水場系統施設 合計 15 施設 ・ 水道施設面積 1,620.71 ㎡ ・ 水道導・配・送水管 155,364.8m ３ 物品 庁用車・貯蔵品等 ４ 有価証券 ５ 積立金 減債 17,000 千円 建設改良 決算認定において、減債積立金 7,000 千円を処分予定 ６ 債務 企業債 1,377,444 千円	平成２１年度末現在 西方町水道事業 １ 土地 13,083.94 ㎡ ２ 施設 ・ 西方浄水場 ・ 真名子浄水場 ・ 各系統施設 合計 13 施設 ・ 水道施設面積 458.40 ㎡ ・ 水道導・配・送水管 127,120m ３ 物品 庁用車・貯蔵品等 ４ 有価証券 ５ 積立金 減債 4,086 千円 建設改良 決算認定において、減債積立金に 5,000 千円を処分予定 ６ 債務 企業債 732,962 千円	西方町の所有する財産及び債務は、土地、建物、債務、有価証券等の種類別一覧表などに整理し、引継ぎする。なお、書類等保管場所については、当面の間、現行の保管場所とし、合併後に調整する。

■別紙1

○出資による権利

(単位:千円)

出資による権利	平成21年度末現在	
	栃木市	西方町
栃木県農業信用基金協会出資金	17,340	2,300
栃木県信用保証協会出捐金	39,877	1,114
地方公共団体金融機構出資金	9,700	500
栃木市土地開発公社出資金	5,000	
みかも森林組合出資金	801	
栃木市水道事業出捐金(旧藤岡町水道事業出捐金)	25,800	
栃木県農業振興公社出捐金	14,741	
(財)栃木県南地域地場産業振興センター出捐金	700	
(財)栃木県森林整備公社出捐金	1,200	400
(財)栃木県国際交流協会出捐金	4,836	260
(財)栃木県シルバー人材センター連合会出捐金	624	32
(福)とちぎ健康福祉協会出捐金	1,716	88
(財)とちぎ県産品振興協会出捐金	1,000	70
(財)栃木県暴力追放県民センター出捐金	6,222	282
(財)栃木県臓器移植推進協会出捐金	6,906	
(財)栃木県建設総合技術センター出捐金	787	34
(財)リバーフロント整備センター出捐金	1,000	
(財)砂防フロンティア整備推進機構出捐金	170	60
(財)ふるさと情報センター出捐金	500	
(財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団出捐金	14,800	
(財)藤岡町農業公社出捐金	20,000	
(財)都賀町農業公社出捐金	20,000	
栃木県林業従事者育成確保基金拠出金	4,334	1,329
栃木県農業後継者育成基金出捐金		1,426
西方町水道事業出資金		479,388
合 計	198,054	487,283

■別紙2

○基金

(単位:千円)

基 金 名	平成21年度末現在	
	栃木市	西方町
栃木市土地開発基金	60,016	
栃木市保護費即時払基金	1,000	
栃木市奨学基金	67,372	21,315
栃木市財政調整基金	2,567,595	690,760
栃木市減債基金	473,818	7,431
栃木市ふるさと整備事業基金(ふるさと創生基金)	21,985	34,363
栃木市庁舎建設基金	1,768,461	
栃木市大澤基金	1,358,652 土地 3267m ²	
栃木市土地総合調整基金	36,989	
栃木市皆川地区振興基金	73,828	
栃木市市民協働まちづくりファンド	5,357	
栃木市聖地公園管理基金	50,551	
栃木市地域福祉基金	604,049	69,344
栃木市罹災救助基金	22,862	
栃木駅周辺地区景観形成基金	629	
栃木市義務教育施設整備基金	758,112	100,000
栃木市大宮南小学校教育振興基金	1,000	
栃木市スポーツ振興基金	13,555	
栃木市ふるさと文化振興基金	84,415	
栃木市図書館振興基金	21,748	
栃木市国民健康保険財政調整基金	564,233	87,992
栃木市介護保険介護給付費準備基金	740,993	105,283
栃木市介護従事者処遇改善臨時特例基金	28,153	1,184
栃木市同和対策住宅新築資金等借入償還基金	57,856	
西方町中山間地域農村環境保全基金		10,034
西方町中学生国際交流基金		3,344
西方町さくら基金		5,247
西方町下水道建設基金		521
西方町農業集落排水基金		988
合 計	9,323,213	1,137,806

■別紙3

○地方債・企業債残高

(単位:千円)

地方債・企業債残高会計区分	平成21年度末現在	
	栃木市	西方町
普通会計	40,960,262	2,700,042
(一般会計)	40,952,258	2,700,042
(公共用地先行取得特別会計)		
(地域改善住宅新築資金等貸付事業費特別会計)	8,004	
国民健康保険特別会計		
老人保健特別会計		
介護保険特別会計		
下水道特別会計	25,685,848	1,064,175
農業集落排水事業特別会計	3,219,032	600,914
水道事業会計	8,987,101	732,961
合 計	78,852,243	5,098,092

○債務負担行為に基づく平成22年度以降支出予定額

(単位:千円)

債務負担行為支出予定額	平成21年度末現在	
	栃木市	西方町
平成22年度以降支出予定額	4,392,219	5,400

■別紙 4

【栃木市寺尾財産区】

①設置年月日

昭和 2 9 年 9 月 3 0 日

②議会

(1)議員定数 1 1 人

(2)任期 4 年

(3)議会開催 定例会 年 2 回(前年度の決算認定、次年度の予算)

③財産

(1)土地 山林 7 1 2, 3 6 4 m²

立木推定蓄積量 1 5, 2 4 5 m³

(2)建物 倉庫 4 6 m²

(3)出資金 みかも森林組合 2, 5 8 0 千円

④基金状況

2 5 3, 2 8 6 千円

⑤財産管理状況

(1)直営林 下草刈、枝打ち、間伐等

(2)貸付 4 か所、3 7 1, 7 3 3. 8 8 m²

協議第 8 号

合併協定項目 6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、協議を求める。

平成 22 年 10 月 15 日提出

栃木市・西方町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い
調整方針	1 合併時に西方町の議会議員は、身分を失い、合併後、地方自治法第 91 条第 5 項の規定に基づき、西方町の区域を選挙区とする増員選挙（定数 3 人）を実施するものとする。 2 次回の一般選挙から選挙区を廃止し、新市を 1 つの区域として選挙を行うものとする。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式 1

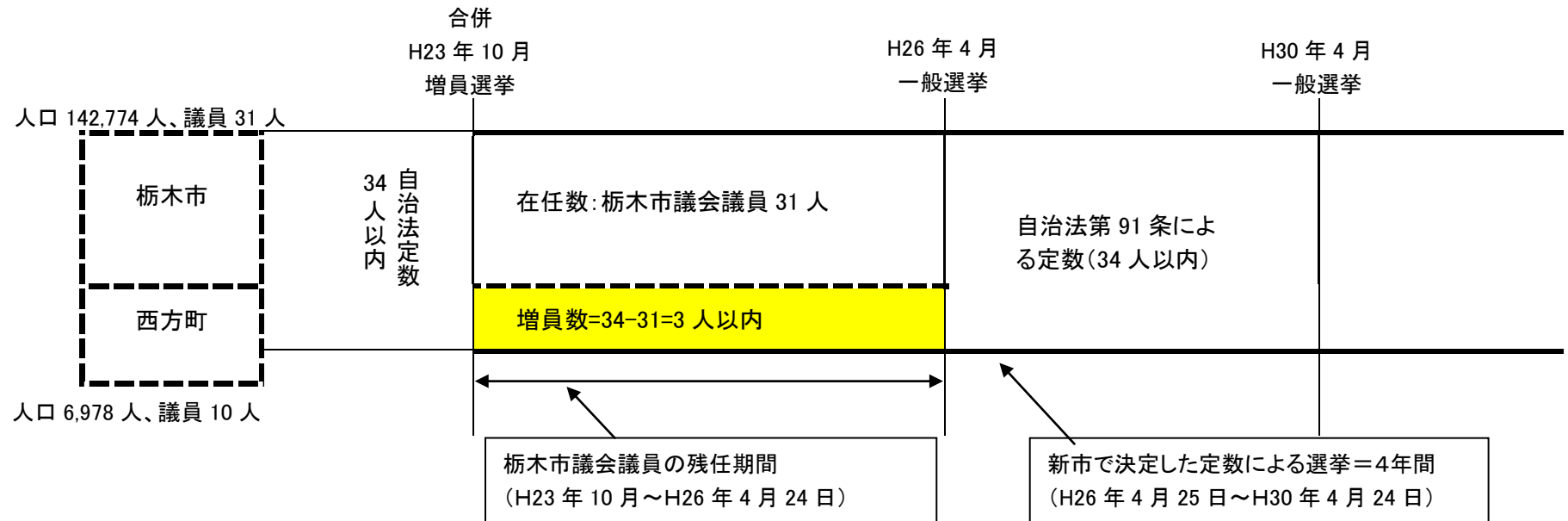
栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	6 議会の議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	1 1 特別職の身分の取扱い
調整の方針	1 合併時に西方町の議会議員は、身分を失い、合併後、地方自治法第 9 1 条第 5 項の規定に基づき、西方町の区域を選挙区とする増員選挙（定数 3 人）を実施するものとする。 2 次回の一般選挙から選挙区を廃止し、新市を 1 つの区域として選挙を行うものとする。		
現		況	
栃 木 市		西 方 町	
・議員定数 3 1 人 内訳 (1) 栃木市を区域とする選挙区 定数15人 (2) 大平町を区域とする選挙区 定数 7 人 (3) 藤岡町を区域とする選挙区 定数 5 人 (4) 都賀町を区域とする選挙区 定数 4 人 ・地方自治法第 9 1 条第 2 項での定数の上限 3 4 人 ・任期 平成 2 2 年 4 月 2 5 日～平成 2 6 年 4 月 2 4 日		・議員定数 1 0 人 ・地方自治法第 9 1 条第 2 項での定数の上限 1 8 人 ・任期 平成 2 0 年 4 月 1 日～平成 2 4 年 3 月 3 1 日	
		具体的な調整内容 地方自治法第 91 条第 5 項の規定により、議員の定数を地方自治法第 91 条第 2 項での定数の上限の 3 4 人まで増員するものとし、公職選挙法第 15 条第 6 項の規定により、西方町を区域とする選挙区を設けるものとする。 また、西方選挙区の定数については、公職選挙法施行令第 9 条の規定により 3 人とする。	

議会議員の定数及び任期の取扱いの概要（編入合併の場合）

（１）原則（合併特例法によらない場合）

西方町を廃して、その区域を栃木市に編入するような場合、原則としては、栃木市のように編入する市町村の法人格は何ら影響を受けないが、編入される西方町の法人格は消滅することから、西方町の議会の議員は全て失職することとなる。この場合、合併後の新市の議会議員の定数が、栃木市の議会議員の定数を上回る場合にのみ、その上回っている定数分について、増員選挙を行うことができる（地方自治法第 91 条第 5 項、公職選挙法第 111 条第 3 項、同法第 113 条第 2 項）。増員選挙で選出された議員の任期は、栃木市の他の議員と同じ任期となる。なお、この場合、公職選挙法第 15 条第 6 項により条例で選挙区を設けることが可能であり、その定数は最初の選挙に限り、人口に比例しないでも定めることができる（公職選挙法施行令第 9 条）。



※この場合、栃木市議会において定数増加の決定（条例）が必要

議長から 5 日以内に選挙管理委員会へ通知

選挙管理委員会は 50 日以内に増員選挙

協議第 9 号

合併協定項目 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、協議を求める。

平成 22 年 10 月 15 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
調整方針	1 西方町の農業委員会は、栃木市の農業委員会に統合するものとする。 2 西方町の農業委員会の選挙による委員である者のうち 2 人は、市町村の合併の特例に関する法律第 11 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、栃木市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き栃木市の農業委員会の選挙による委員として在任する。この場合において、2 人の選出については、西方町の農業委員会の選挙による委員である者の互選により定めるものとする。 3 市町村の合併の特例に関する法律第 11 条第 1 項第 2 号の規定適用後の選挙による委員の定数は、25 人とする。

	4 市町村の合併の特例に関する法律第 11 条第 1 項第 2 号の規定適用後の選挙による委員の選挙区は、5 選挙区とし、現選挙区に西方町 1 選挙区（定数 2 人）を加えるものとする。 5 新市の農業委員会の委員の報酬の額については、栃木市の例により合併時に統合する。
--	---

平成 年 月 日（確認・継続協議）

合併協定項目	7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い				関係項目	
調整の方針	1 西方町の農業委員会は、栃木市の農業委員会に統合するものとする。 2 西方町の農業委員会の選挙による委員である者のうち2人は、市町村の合併の特例に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し、栃木市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き栃木市の農業委員会の選挙による委員として在任する。この場合において、2人の選出については、西方町の農業委員会の選挙による委員である者の互選により定めるものとする。 3 市町村の合併の特例に関する法律第11条第1項第2号の規定適用後の選挙による委員の定数は、25人とする。 4 市町村の合併の特例に関する法律第11条第1項第2号の規定適用後の選挙による委員の選挙区は、5選挙区とし、現選挙区に西方町1選挙区（定数2人）を加えるものとする。 5 新市の農業委員会の委員の報酬の額については、栃木市の例により合併時に統合する。					
現 況						具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町		
栃木選挙区		大平選挙区				
【委員の任期】 平成22年7月20日～ 平成25年7月19日		【委員の任期】 平成22年7月20日～ 平成25年7月19日		【委員の任期】 平成22年7月20日～ 平成25年7月19日		○新市に1つの農業委員会を置く。 ○西方町の選挙による委員のうち2人は、市町村の合併の特例に関する法律の規定を適用し、平成25年7月19日まで引き続き新市の選挙による委員として在任する。 ○選挙による委員の定数は、25人とする。 ○選挙区は、5選挙区とし、現選挙区に西方町1選挙区（定数2人）を加えるものとする。
【選挙による委員の定数】 8人		【選挙による委員の定数】 5人		【選挙による委員の定数】 6人		
【選任による委員の定数】 農協推薦 1人 農業共済推薦 1人 土地改良区推薦 1人 議会推薦 4人		【選任による委員の定数】 農協推薦 1人 農業共済推薦 1人 土地改良区推薦 1人 議会推薦 2人		【選任による委員の定数】 農協推薦 1人 農業共済推薦 1人 土地改良区推薦 1人 議会推薦 2人		

協議第 10 号

合併協定項目 8 地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、協議を求める。

平成 22 年 10 月 15 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 8 地方税の取扱い
調整方針	1 個人市町民税については、現行のとおりとする。 ただし、納期については、栃木市の例により合併時までに統合し、減免については、栃木市の例により合併時に統合する。 2 法人市町民税については、現行のとおりとする。 3 固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、合併時までに栃木市の例により統合し、課税免除については現行のとおりとし、平成 25 年度までに廃止する。 4 軽自動車税については、栃木市の例により合併時に統合する。 5 市町たばこ税については、現行のとおりとする。 6 鉱産税については、現行のとおりとする。

	7 特別土地保有税については、現行のとおりとする。 8 都市計画税については、合併時は現行のとおりとし、合併後平成27年3月までに再編する。ただし、納期については、栃木市の固定資産税の納期の例により合併時に統合する。 9 入湯税については、栃木市の例により合併時に統合する。
--	--

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	1 個人市町民税
調整の方針	個人市町民税については、現行のとおりとする。 ただし、納期については、栃木市の例により合併時まで統合し、減免については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市		西 方 町	
1 納税義務者 (1) 市内に住所を有する人 (2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する人で市内に住所を有しない人 2 税率 均等割 3,000 円(標準税率) 所得割 6%(標準税率) 3 納期 普通徴収 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 12月1日から同月31日まで 特別徴収 月割額を翌月の10日まで 納期の特例事業所 6月から11月分 12月10日 12月から5月分 6月10日		1 納税義務者 (1) 町内に住所を有する人 (2) 町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する人で町内に住所を有しない人 2 税率 均等割 3,000 円(標準税率) 所得割 6%(標準税率) 3 納期 普通徴収 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 1月1日から同月31日まで 特別徴収 月割額を翌月の10日まで 納期の特例事業所 6月から11月分 12月10日 12月から5月分 6月10日	
		現行のとおりとする。 現行のとおりとする。 普通徴収については、合併時まで栃木市の例により統合する。 特別徴収については、現行のとおりとする。	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
4 減免 (1)生活保護法の規定による扶助を受けた者 (2)特別の事由があり、市長が必要と認めた者	4 減免 (1)生活保護法の規定による扶助を受けた者 (2)当該年において所得が皆無となり、生活が著しく困難となった又はこれに準ずると認められた者 (3)学生及び生徒 (4)特別の事情により、町長が必要と認めた者	栃木市の例により合併時に統合する。
5 非課税 (1)生活保護法の規定による扶助を受けている者 (2)障害者、未成年者、寡婦及び寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下であった者 均等割 前年の合計所得金額が28万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(加算額17万円)以下の者 所得割 前年の総所得金額等の金額が35万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(加算額32万円)以下の者	5 非課税 (1)生活保護法の規定による扶助を受けている者 (2)障害者、未成年者、寡婦及び寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下であった者 均等割 前年の合計所得金額が28万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(加算額17万円)以下の者 所得割 前年の総所得金額等の金額が35万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(加算額32万円)以下の者	

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

[illegible]

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	3 固定資産税
調整の方針	固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、合併時までに栃木市の例により統合し、課税免除については現行のとおりとし、平成25年度までに廃止する。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市		西 方 町	
1 納税義務者 土地、家屋及び償却資産の所有者 2 税 率 1. 4% (標準税率) 3 納 期 第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 11月1日～11月30日 4 減 免 (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のために直接専用する固定資産（有料使用を除く） (3) 災害又は天候不順により、著しく価値を減じた固定資産 (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの 5 課税免除 該当なし		1 納税義務者 土地、家屋及び償却資産の所有者 2 税 率 1. 4% (標準税率) 3 納 期 第1期 4月1日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 12月1日～12月25日 4 減 免 (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のために直接専用する固定資産（有料使用を除く） (3) 災害又は天候不順により、著しく価値を減じた固定資産 (4) その他特に町長が必要と認めるもの 5 課税免除 農村地域工業等導入促進法により指定された工業等導入地区における固定資産税の課税免除 課税免除の期間は新たに課税されることとなった年度から3年間	
		現行のとおりとする。 現行のとおりとする。 合併時までに栃木市の例により統合する。 現行のとおりとする。 合併時は現行のとおりとし、平成25年度までに廃止する。	

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	4 軽自動車税
調整の方針	軽自動車税については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市		西 方 町	
1 納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用者 2 税率 ・原動機付自転車 排気量 50cc 以下のもの 1,000 円 二輪のもので排気量 90cc 以下のもの 1,200 円 二輪のもので排気量 125cc 以下のもの 1,600 円 三輪以上のもので排気量 20cc を超えるもの 2,500 円 ・軽自動車 二輪のもの(側車付のもの含む) 2,400 円 三輪のもの 3,100 円 四輪以上のもの 乗用(営業用) 5,500 円 〃(自家用) 7,200 円 貨物(営業用) 3,000 円 〃(自家用) 4,000 円		1 納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用者 2 税率 ・原動機付自転車 排気量 50cc 以下のもの 1,000 円 二輪のもので排気量 90cc 以下のもの 1,200 円 二輪のもので排気量 125cc 以下のもの 1,600 円 三輪以上のもので排気量 20cc を超えるもの 2,500 円 ・軽自動車 二輪のもの(側車付のもの含む) 2,400 円 三輪のもの 3,100 円 四輪以上のもの 乗用(営業用) 5,500 円 〃(自家用) 7,200 円 貨物(営業用) 3,000 円 〃(自家用) 4,000 円 専ら雪上走行するもの 2,400 円	
		現行のとおりとする。 栃木市の例により合併時に統合する。	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
小型特殊自動車 農耕作業用 1,600 円 その他のもの 4,700 円 二輪の小型自動車 4,000 円 3 納期 5月1日から同月31日まで 4 減免 公益のため直接専用するもの 身体障害者等が所有するもの 構造が身体障害者の利用に供するためのもの 5 課税免除 商品車、使用しない軽自動車等、古物商許可番号が記入されているものであることのすべての条件を満たす軽自動車等	小型特殊自動車 農耕作業用 1,600 円 その他のもの 4,700 円 二輪の小型自動車 4,000 円 3 納期 5月1日から同月31日まで 4 減免 公益のため直接専用するもの 身体障害者等が所有するもの 構造が身体障害者の利用に供するためのもの 5 課税免除 該当なし	現行のとおりとする。 現行のとおりとする。 栃木市の例により合併時に統合する。

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	5 市町たばこ税
調整の方針	市町たばこ税については、現行のとおりとする。		
現 況			具体的な調整内容
栃 木 市		西 方 町	
1 納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	1 納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者		現行のとおりとする。
2 税率 紙たばこ 1,000本につき、4,618円 旧3級品 1,000本につき、2,190円	2 税率 紙たばこ 1,000本につき、4,618円 旧3級品 1,000本につき、2,190円		現行のとおりとする。
3 納期 毎月末(前月の初日から末日までの分)	3 納期 毎月末(前月の初日から末日までの分)		現行のとおりとする。

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	6 鉱産税
調整の方針	鉱産税については、現行のとおりとする。		
現 況			具体的な調整内容
栃 木 市		西 方 町	
1 納税義務者 鉱物の採掘業者	1 納税義務者 鉱物の採掘業者	1 納税義務者 鉱物の採掘業者	現行のとおりとする。
2 税率 1% (鉱物の価格が 200 万円以下の場合は、0.7%)	2 税率 1% (鉱物の価格が 200 万円以下の場合は、0.7%)	2 税率 1% (鉱物の価格が 200 万円以下の場合は、0.7%)	
3 納期 毎月 15 日から月末 (前月の 1 日から末日までの分)	3 納期 毎月 15 日から月末 (前月の 1 日から末日までの分)	3 納期 毎月 15 日から月末 (前月の 1 日から末日までの分)	

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	7 特別土地保有税
調整の方針	特別土地保有税については、現行のとおりとする。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市	西 方 町		
1 納税義務者 取得後10年を経過していない5,000㎡以上の土地又は土地の取得に対し、当該土地の所有者又は取得者	1 納税義務者 取得後10年を経過していない5,000㎡以上の土地又は土地の取得に対し、当該土地の所有者又は取得者	現行のとおりとする。	
2 税 率 保 有 1.4% 取 得 3.0%	2 税 率 保 有 1.4% 取 得 3.0%	現行のとおりとする。	
3 納 期 地方税法第599条第1項各号に定める納期限 平成15年度以降課税停止 平成14年度以前課税の徴収猶予については、1件該当し猶予中である。	3 納 期 地方税法第599条第1項各号に定める納期限 平成15年度以降課税停止 平成14年度以前課税の徴収猶予についても現在なくなっている。	現行のとおりとする。	

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い				関係項目	8 都市計画税
調整の方針	都市計画税については、合併時は現行のとおりとし、合併後平成27年3月までに再編する。ただし、納期については、栃木市の固定資産税の納期の例により合併時に統合する。					
現 況					具体的な調整内容	
栃 木 市				西 方 町		
旧 栃 木 市	旧 大 平 町	旧 藤 岡 町	旧 都 賀 町			
1 納税義務者 市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者	1 納税義務者 市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者	課税していない	課税していない	課税していない	合併時は現行のとおりとし、合併後平成27年3月までに再編する。	
2 税 率 0.3% (制限税率)	2 税 率 0.2%				合併時は現行のとおりとし、合併後平成27年3月までに再編する。	
3 納 期 固定資産税と同様	3 納 期 固定資産税と同様				栃木市の固定資産税の納期の例により合併時に統合する。	
※小山栃木都市計画区域に指定され、市街化区域の線引きはされている	※小山栃木都市計画区域に指定され、市街化区域の線引きはされている	※小山栃木都市計画区域に指定され、市街化区域の線引きはされている	※小山栃木都市計画区域に指定され、市街化区域の線引きはされている	※西方都市計画区域に指定されているが、市街化区域の線引きがされていない	第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 11月1日～11月30日	

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	9 入湯税
調整の方針	入湯税については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市		西 方 町	
1 納税義務者 鉱泉浴場の入湯客		該当なし	
2 課税免除 12 歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 市長が特別な事情があると認める者			
3 税率 入湯客 1 人 1 日につき、150 円 (日帰りの場合は、50 円)			
4 納期 毎月 15 日まで (前月の初日から末日までの分)			

協議第 1 1 号

合併協定項目 9 地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）
の取扱いについて

地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱いについて、
協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 9 地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱い
調整方針	地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 2 3 条の規定に基づき、合併前の西方町の区域に「地域自治区」を設置する。 なお、同法第 2 3 条及び第 2 4 条の規定による合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、別紙の各条文による。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市及び西方町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区
の区長の設置等に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、合併前の西方町の区域に地域自治区を設置する。

(地域自治区の名称及び区域)

第2条 地域自治区の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	区域
西方町	合併前の西方町の区域

(設置期間)

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

(事務所の名称等)

第4条 地域自治区の事務所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
西方総合支所	合併前の西方町役場の位置	合併前の西方町の区域

(所掌事務)

第5条 地域自治区の事務所が所掌する所管区域内の事務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 住民生活に直結した窓口業務及び保健福祉サービス等に関すること。
- (2) 農林施設、観光施設、建設・土木施設、上下水道施設等の維持管理に関すること。

- (3) 地域の特性を活かしたまちづくり、従来から継続する個性ある施策の実施その他地域振興の推進に関すること。
- (4) 地域の公共的団体等の活動支援その他地域自治及び住民自治の推進に関すること。
- (5) 地域協議会に関すること。
- (6) 総合支所の庶務及び施設の維持管理に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域自治区で所掌することが適当と認められる事務に関すること。

2 前項の所掌事務に関する具体的な取扱いについては、合併後の栃木市の市長が別に定める。

(区長の設置)

第6条 法第24条第1項の規定により、地域自治区に区長を置くものとする。

2 区長の設置期間は、地域自治区の設置の日から平成27年3月31日までとする。

3 区長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 区長は、特別職とし、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。この場合において、市長は、区長の選任に当たっては、地域協議会の意見を尊重するものとする。

(区長の役割)

第7条 区長は、地域自治区の特性や資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、市の円滑な行政運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等と緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理する。

(地域協議会の設置)

第8条 地域自治区に地域協議会を置く。

(地域協議会の組織)

第9条 地域協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、地域自治区の区域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が選任する。

- (1) 地域自治区の区域内の公共的団体等が推薦する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第10条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、地域自治区の区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(地域協議会の会長及び副会長)

第11条 地域協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 市長は、会長又は副会長が次のいずれかに該当するときは、会長又は副会長を解任するものとする。

- (1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。

(2) 職務上の義務違反があったとき。

(地域協議会の権限)

第12条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、地域自治区の区域内に係る次に掲げる市の施策に関する重要事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 新市まちづくり計画（合併市町村基本計画）に関する事項

(2) 新市の基本構想に関する事項

(3) 各種計画の策定に関する事項

(4) 合併協定項目の調整等の状況に関する事項

(5) 予算に関するもので重要と認められる事項

(6) この協議書による地域自治区の設置期間経過後の地域自治のあり方に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の会議)

第 13 条 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議長は、会長がこれに当たる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

（報酬及び費用弁償）

第 14 条 委員に、報酬及び費用弁償を支給する。

（庶務）

第 15 条 地域協議会の庶務は、第 4 条に規定する事務所において処理する。

（補則）

第 16 条 この協議に定めるもののほか、地域自治区の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この協議は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

2 第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、地域自治区が設置されてから最初に選任される区長の任期は、市長が選任した日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

3 第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、地域自治区が設置されてから最初に選任される委員の任期は、市長が選任した日から平成 25 年 3 月 31 日

までとする。

協議第 1 2 号

合併協定項目 1 0 一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 1 0 一般職の職員の身分の取扱い
調整方針	1 西方町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 1 2 条の規定により、全て栃木市の職員として引き継ぐものとする。 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、合併前の給料を保障する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 0 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目																																																													
調整の方針	1 西方町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 1 2 条の規定により、全て栃木市の職員として引き継ぐものとする。 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、合併前の給料を保障する。																																																														
現 況		具体的な調整内容																																																													
栃 木 市	西 方 町																																																														
平成2 2 年4 月 1 日現在 【職員の定数及び職員数】（特別職を含まない） <table><tr><td>区 分</td><td>条例定数</td><td>実 配 置</td></tr><tr><td>①市長の事務部局</td><td>8 7 0</td><td>8 1 7</td></tr><tr><td>②議会の事務局</td><td>1 0</td><td>9</td></tr><tr><td>③選挙管理委員会</td><td>5</td><td>3</td></tr><tr><td>④監査委員の事務局</td><td>5</td><td>4</td></tr><tr><td>⑤公平委員会</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>⑥農業委員会</td><td>9</td><td>7</td></tr><tr><td>⑦教育委員会の事務局</td><td>2 1 6</td><td>1 8 1</td></tr><tr><td>⑧企業職員（水道）</td><td>3 9</td><td>2 9</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1, 1 5 5</td><td>1, 0 5 0</td></tr></table> ※ 教育委員会の事務局には、学校その他の教育機関の職員を含む。		区 分	条例定数	実 配 置	①市長の事務部局	8 7 0	8 1 7	②議会の事務局	1 0	9	③選挙管理委員会	5	3	④監査委員の事務局	5	4	⑤公平委員会	1	0	⑥農業委員会	9	7	⑦教育委員会の事務局	2 1 6	1 8 1	⑧企業職員（水道）	3 9	2 9	合 計	1, 1 5 5	1, 0 5 0	平成2 2 年4 月 1 日現在 【職員の定数及び職員数】（特別職を含まない） <table><tr><td>区 分</td><td>条例定数</td><td>実 配 置</td></tr><tr><td>①町長の事務部局</td><td>6 8</td><td>5 9</td></tr><tr><td>②議会の事務局</td><td>2 （2）</td><td>2 （2）</td></tr><tr><td>③選挙管理委員会</td><td>（7）</td><td>（5）</td></tr><tr><td>④監査委員の事務局</td><td>（2）</td><td>（2）</td></tr><tr><td>⑤公平委員会</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>⑥農業委員会</td><td>1 （2）</td><td>1 （1）</td></tr><tr><td>⑦教育委員会の事務局</td><td>1 7</td><td>1 7</td></tr><tr><td>⑧企業職員（水道）</td><td>2 （3）</td><td>1 （1）</td></tr><tr><td>合 計</td><td>9 0（1 6）</td><td>8 0（1 1）</td></tr></table> ※ 教育委員会の事務局には、学校その他の教育機関の職員を含む。 （ ）内は、兼務職員数		区 分	条例定数	実 配 置	①町長の事務部局	6 8	5 9	②議会の事務局	2 （2）	2 （2）	③選挙管理委員会	（7）	（5）	④監査委員の事務局	（2）	（2）	⑤公平委員会	—	—	⑥農業委員会	1 （2）	1 （1）	⑦教育委員会の事務局	1 7	1 7	⑧企業職員（水道）	2 （3）	1 （1）	合 計	9 0（1 6）	8 0（1 1）
区 分	条例定数	実 配 置																																																													
①市長の事務部局	8 7 0	8 1 7																																																													
②議会の事務局	1 0	9																																																													
③選挙管理委員会	5	3																																																													
④監査委員の事務局	5	4																																																													
⑤公平委員会	1	0																																																													
⑥農業委員会	9	7																																																													
⑦教育委員会の事務局	2 1 6	1 8 1																																																													
⑧企業職員（水道）	3 9	2 9																																																													
合 計	1, 1 5 5	1, 0 5 0																																																													
区 分	条例定数	実 配 置																																																													
①町長の事務部局	6 8	5 9																																																													
②議会の事務局	2 （2）	2 （2）																																																													
③選挙管理委員会	（7）	（5）																																																													
④監査委員の事務局	（2）	（2）																																																													
⑤公平委員会	—	—																																																													
⑥農業委員会	1 （2）	1 （1）																																																													
⑦教育委員会の事務局	1 7	1 7																																																													
⑧企業職員（水道）	2 （3）	1 （1）																																																													
合 計	9 0（1 6）	8 0（1 1）																																																													

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
【職名】 ①行政職 部長、支所次長、会計管理者、参事、課長、室長、館長、所長、主幹、課長補佐、室長補佐、館長補佐、所長補佐、副主幹、係長、支所長、出張所長、園長、企画員、主査、主任、主事、技師、保育士、保健師、看護師、管理栄養士、栄養士、臨床心理士、社会福祉士 ②技能労務職 班長、総括技能員、主任技能員、主任技能員補、技能員 ③嘱託 嘱託 【勤務時間等】 勤務時間：午前8時30分から午後5時15分まで 休憩時間：午後0時から午後1時まで 休息時間：なし 労働時間：1日7時間45分、週38時間45分 週 休 日：日曜日及び土曜日	【職名】 ①行政職 課長、事務局長、室長、出張所長、園長、主幹、副主幹、係長、副園長、主査、主事、技師、保育士、保健師、教諭 ②技能労務職 事務見習、運転手、給食調理員、公仕 【勤務時間等】 勤務時間：午前8時30分から午後5時15分まで 休憩時間：午後0時から午後1時まで 休息時間：なし 労働時間：1日7時間45分、週38時間45分 週 休 日：日曜日及び土曜日	職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
【給料表】 行政職8級制、技能労務職5級制 【支給日】 給料 毎月21日 期末勤勉手当 6月30日 12月10日 【初任給】 大卒 1級25号給 短大卒 1級15号給 高卒 1級 5号給 【級別職務】 1級 主事、技師 2級 主事、技師 3級 主任 4級 主査、係長等 5級 副主幹 6級 課長補佐等 7級 参事、課長、主幹等 8級 部長、支所次長、会計管理者	【給料表】 行政職6級制、技能労務職4級制 【支給日】 給料 毎月15日 期末勤勉手当 6月30日 12月10日 【初任給】 大卒 1級21号給 短大卒 1級13号給 高卒 1級 5号給 【級別職務】 1級 主事、技師 2級 主事、技師 3級 係長、副園長、主査 4級 副主幹、係長、副園長 5級 主幹 6級 課長、会計管理者、園長等	給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、合併前の給料を保障する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
【管理職手当】 規則上 部長 73,800円 参事 60,700円 課長 52,000円 主幹（課長に相当する者） 49,800円 主幹（上記以外の者） 43,300円 課長補佐 39,700円 ※ 規則に規定する特例措置により上記に85/100を乗じた額。 【管理職員特別勤務手当】 部長から課長補佐の管理職手当の支給率区分に応じて支給 部長 8,000円 参事 7,000円 課長、主幹（課長に相当する職にある者） 6,000円 主幹（上記以外の者）、課長補佐 4,000円 6時間超の場合、上記金額に150/100を乗じた額 【通勤手当】 国の基準により支給 ①公共交通機関（2km～運賃相当額最高） 55,000円 ②交通用具通勤距離（2km～） 2,000円～24,500円 ③公共交通機関と交通用具の併用 ①と②の合計額	【管理職手当】 規則上 課長（6級） 41,600円 主幹（5級） 31,700円 ※ 兼任の場合は重複支給しない。 H20.4.1～H23.3.31 は、課長（6級） 22,800円 主幹（5級） 17,400円 【管理職員特別勤務手当】 管理職員 8,000円 3時間未満の場合、上記金額に50/100を乗じた額 6時間超の場合、上記金額に150/100を乗じた額 【通勤手当】 国の基準により支給 ①公共交通機関（2km～運賃相当額最高） 55,000円 ②交通用具通勤距離（2km～） 2,000円～24,500円 ③公共交通機関と交通用具の併用 ①と②の合計額	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
【扶養手当】 国の基準により支給 ①配偶者 13,000円 ②配偶者以外 1人につき 6,500円 ③満16歳の初年度～満22歳の年度末の子 1人につき加算 5,000円 【住居手当】 持家 なし 借家 国の基準により支給（最高支給限度額27,000円） 【特殊勤務手当】 ①感染症等防疫作業に従事する職員（1日につき） 500円 ②行旅死亡人事務に従事する職員 （死亡人の収容・立会い作業1件につき） 6,000円 ③災害応急作業に従事する職員（1日につき） 500円 ④動物死体処理業務に従事する職員（1日につき） 500円	【扶養手当】 国の基準により支給 ①配偶者 13,000円 ②配偶者以外 1人につき 6,500円 ③満16歳の初年度～満22歳の年度末の子 1人につき加算 5,000円 【住居手当】 持家 なし 借家 国の基準により支給（最高支給限度額27,000円） 【特殊勤務手当】 なし（平成11年度から廃止）	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市		西 方 町		
【期末勤勉手当】				
①支給率 国の基準と同率				
②役職加算率				
職務の級				
8、7級	15%	6級	15%	
6級	10%	5級、4級	10%	
5、4、3級	5%	3級	5%	
技能労務職3級以上	5%	技能労務職については、一般職に準ずる。		
※ 役職加算率については、激変緩和措置としてH22のみ大平町、都賀町は、 H21の率とする。				
【時間外勤務手当】				
国の基準により支給				
①支給単価				
給料月額×12×支給割合／38時間45分×52週				
②支給割合				
区 分	60時間まで	60時間超		
勤務日	125／100	150／100		
勤務日深夜	150／100	175／100		
週休日（日曜日を除く）	135／100	150／100		
週休日（日曜日を除く）深夜	160／100	175／100		
休日（正規の勤務時間）	135／100	左記に同じ		
休日（正規の勤務時間外）	135／100	150／100		
休日（正規の勤務時間外）深夜	160／100	175／100		

現 況			具体的な調整内容			
栃 木 市	西 方 町					
日曜日（相当する日）	1 3 5／1 0 0	左記に同じ	日曜日（相当する日）	1 3 5／1 0 0	左記に同じ	
日曜日（相当する日）深夜	1 6 0／1 0 0	左記に同じ	日曜日（相当する日）深夜	1 6 0／1 0 0	左記に同じ	
週休日の振替等により発生した			週休日の振替等により発生した			
時間外勤務手当	2 5／1 0 0	5 0／1 0 0	時間外勤務手当	2 5／1 0 0	5 0／1 0 0	
※ 時間外勤務代休時間の制度あり。			※ 時間外勤務代休時間の制度あり。			
③勤務時間数の計算 国の基準による。			③勤務時間数の計算 国の基準による。			
【宿日直手当】			【宿日直手当】			
国の一般の宿日直手当を基準とする。			国の一般の宿日直手当を基準とする。			
宿直勤務又は日直勤務	1 回につき	4, 2 0 0 円	宿直勤務又は日直勤務	1 回につき	4, 2 0 0 円	
上記のうち勤務時間が5時間未満		2, 1 0 0 円	上記のうち勤務時間が5時間未満		2, 1 0 0 円	
上記のうち年末年始の休暇に属する日		6, 3 0 0 円				
【退職手当】			【退職手当】			
栃木県市町村総合事務組合の規定による取扱い			栃木県市町村総合事務組合の規定による取扱い			
国の基準通り（最高59．28月分）			国の基準通り（最高59．28月分）			

協議第 1 3 号

合併協定項目 1 1 特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 1 1 特別職の身分の取扱い
調整方針	1 西方町の常勤特別職（教育長を含む。）、議会議員及び各種行政委員会委員については、合併の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員及び農業委員会委員については、別に協議するものとする。 2 西方町のその他の非常勤特別職については、基本的に合併の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、栃木市の制度として定めるものとする。ただし、消防団員については、別に協議するものとする。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 1 特別職の身分の取扱い	関係項目		
調整の方針	1 西方町の常勤特別職（教育長を含む。）、議会議員及び各種行政委員会委員については、合併の前日をもって失職するものとする。 ただし、議会議員及び農業委員会委員については、別に協議するものとする。 2 西方町のその他の非常勤特別職については、基本的に合併の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、栃木市の制度として定めるものとする。ただし、消防団員については、別に協議するものとする。			
現 況		具体的な調整内容		
栃 木 市	西 方 町			
【常勤の特別職】				
・任期 4年 ・給料 市長 (月)1,020,000 円 副市長 (月) 840,000 円 教育長 (月) 680,000 円		・任期 4年 ・給料 町長 (月) 603,000 円 (※536,000 円) 副町長 (月) 490,500 円 教育長 (月) 463,500 円 ※ 町長は平成17年10月から平成23年3月まで減額支給		西方町の常勤特別職（教育長を含む。）は、合併の前日をもって失職する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
【議会議員】		
・任期 4年 ・報酬 議長 (月)535,000 円 副議長 (月)465,000 円 議員 (月)420,000 円	・任期 4年 ・報酬 議長 (月)275,500 円 副議長 (月)205,200 円 議員 (月)190,000 円	・議会議員の定数及び任期については、協定項目 6「議会の議員の定数及び任期の取扱い」の協議結果による。
【行政委員会】		
栃木市教育委員会 ・定数 5人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 (月)58,700 円 委 員 (月)44,300 円	西方町教育委員会 ・定数 5人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 (年)136,000 円 委 員 (年)108,000 円	・西方町の各種行政委員会委員については、合併の前日をもって失職する。 ・栃木市の各種行政委員会委員の定数増が必要な場合は、合併時まで調整する。
栃木市選挙管理委員会 ・定数 4人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 (年)312,000 円 委員 (年)224,000 円 補充員 (日) 8,000 円	西方町選挙管理委員会 ・定数 4人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 (年)72,000 円 委員 (年)64,000 円 補充員 -	・ただし、農業委員会の選挙による委員の定数及び任期の取扱いについては、協定項目 7「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」の協議結果による。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市監査委員 ・定数 2人 ・任期 識見選出 4年 議会選出 議員の任期 ・報酬 識見選任 (月)81,400 円 議員選任 (月)46,400 円	西方町監査委員 ・定数 2人 ・任期 識見選任 4年 議会選任 議員の任期 ・報酬 識見選任 (年)160,000 円 議会選任 (年)128,000 円	
栃木市農業委員会 ・定数 選挙 23人 選任 7人 ・任期 3年 ・報酬 会長 (年)756,000 円 職務代理者 (年)552,000 円 委員 (年)480,000 円	西方町農業委員会 ・定数 選挙 12人 選任 5人 ・任期 3年 ・報酬 会長 (年)152,000 円 職務代理者 (年)136,000 円 委員 (年)128,000 円	
栃木市固定資産評価審査委員会 ・定数 4人 ・任期 3年 ・報酬 (日)8,000 円	西方町固定資産評価審査委員会 ・定数 3人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 2,000 円	
栃木市公平委員会 ・定数 3人 ・任期 4年 ・報酬 (日)8,000 円	設置なし	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
【附属機関等】（審議会・委員会・協議会等）		
栃木市議員報酬及び特別職給料審議会 ・定数 10 人以内 ・任期 審議終了後解任 ・報酬 （日）8,000 円	西方町特別職報酬等審議会 ・定数 10 人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 （日）2,000 円	・西方町の審議会・委員会等の委員については、基本的に合併の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては栃木市の制度として定めるものとする。 ・栃木市の審議会・委員会等の委員の定数増が必要な場合は、合併時まで調整する。
栃木市職員懲戒審査委員会 ・定数 5 人 ・任期 2 年 ・報酬 （日）8,000 円	設置なし	
栃木市職員安全衛生管理委員会 ・定数 17 人 ・任期 2 年 ・報酬 -	西方町安全衛生管理委員会 ・定数 7 人 ・任期 1 年 ・報酬 -	
栃木市公務災害補償等認定委員会 ・定数 5 人 ・任期 3 年 ・報酬 （日）8,000 円	西方町公務災害補償等認定委員会 ・定数 5 人 ・任期 3 年 ・報酬 （日）2,000 円	
栃木市公務災害補償等審査会 ・定数 3 人 ・任期 3 年 ・報酬 （日）8,000 円	西方町公務災害補償等審査会 ・定数 3 人 ・任期 3 年 ・報酬 （日）2,000 円	
栃木市名誉市民選考委員会 旧 1 市 3 町の合併時、栃木市名誉市民に関することについては、合併後再編することとなっており、現在再編中である。 【合併後再編】	西方町名誉町民選考委員会 ・定数 7 名以内 ・任期 選考終了後解任 ・報酬 （日）2,000 円	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市表彰審査委員会 旧1市3町の合併時、表彰制度に関することについては、合併後再編することとなっており、現在再編中である。 【合併後再編】	西方町表彰審査会 ・定数 5人 ・任期 在職期間 ・報酬 (日) 2,000 円	
栃木市人権施策推進審議会 ・定数 20 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	該当なし	
情報公開・個人情報保護審査会 ・定数 5 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	情報公開及び個人情報保護審査会 ・定数 5 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 弁護士委員 (回) 10,000 円 上記以外 (日) 2,000 円	
設置なし	行政改革推進委員会 ・定数 15 人 ・任期 ー ・報酬 (日) 2,000 円	
住居表示審議会 ・定数 20 人以内 ・任期 委嘱の日から当該諮問に係る事項の調査審議が終了する日まで ・報酬 (日) 8,000 円	設置なし	
指定管理者選定委員会 ・定数 10 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	設置なし	
設置なし	西方町協働のまちづくり推進会議 ・定数 20 人以内 ・任期 H24. 7. 21 ・報酬 (日) 2,000 円	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市交通安全対策会議 ・定数 15 人以内 ・任期 － ・報酬 －	西方町交通安全対策会議 ・定数 40 人以内 ・任期 在職期間 ・報酬 (日) 2,000 円	
栃木市防災会議 ・定数 45 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円 ※ 水防協議会の機能を兼ねる。	西方町防災会議 ・定数 25 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 2,000 円	
設置なし	西方町水防協議会 ・定数 16 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 2,000 円	
栃木市国民保護協議会 ・定数 45 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円 ※ 委員構成は栃木市防災会議と同じ。	西方町国民保護協議会 ・定数 30 人以内 ・任期 － ・報酬 (日) 2,000 円	
栃木市地域公共交通会議 ・定数 25 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日)8,000 円	設置なし	
栃木市賞じゅつ金等審査委員会 ・定数 8 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日)8,000 円	西方町消防賞じゅつ金等審査委員会 ・定数 適宜 ・任期 在職期間 ・報酬 －	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
設置なし	西方町消防委員会 ・定数 9人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 2,000円	
栃木市地域公共交通活性化協議会 ・定数 25人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	
栃木市入札適正化委員会 ・定数 4人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	
栃木市民協働まちづくりファンド助成事業審査委員会 ・定数 8人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	
とちぎ市民活動推進センター運営委員会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	
栃木市国民健康保険運営協議会 ・定数 18人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	西方町国民健康保険運営協議会 ・定数 12人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 2,000円	
栃木市環境審議会 ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市緑の基本計画推進会議 ・定数 30 人以内 ・任期 3 年 ・報酬 (日) 8,000 円	設置なし	
栃木市民生委員推薦会 ・定数 14 人以内 ・任期 3 年 ・報酬 (日) 8,000 円	西方町民生委員推薦会 ・定数 7 人 ・任期 3 年 ・報酬 (日) 2,000 円	
栃木市老人ホーム入所判定委員会 ・定数 5 人 ・任期 2 年 ・報酬 医師 (日) 20,000 円 委員 (日) 8,000 円	西方町老人ホーム入所判定委員会 ・定数 5 人 ・任期 - ・報酬 (日) 2,000 円 (H21. 10. 15 から高齢者支援担当者会議にその機能を付与)	
※介護保険運営協議会で対応	西方町地域密着型サービス運営委員会 ・定数 12 人以内 ・任期 3 年 ・報酬 (日) 2,000 円	
栃木市介護保険運営協議会 ・定数 10 人 ・任期 3 年 ・報酬 医師 (日) 20,000 円 委員 (日) 8,000 円	設置なし	
※介護保険運営協議会で対応	西方町地域包括支援センター運営協議会 (地域密着型サービス運営委員会兼務) ・定数 12 人以内 ・任期 3 年 ・報酬 (日) 2,000 円	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市介護認定審査会 ・定数 56 人 ・任期 2 年 ・報酬 医師 (1 回) 20,800 円 委員 (1 回) 12,500 円	西方町介護認定審査会 ・定数 6 人 ・任期 2 年 ・報酬 医師 (日) 16,000 円 委員 (日) 9,600 円	
栃木市社会福祉施策推進委員会 ・定数 - ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	設置なし	
地域ケア会議 ・定数 適宜 ・任期 - ・報酬 医師 (日) 20,000 円 委員 (日) 8,000 円	※高齢者支援担当者会議 ・定数 適宜 ・任期 - ・報酬 -	
栃木市障害程度区分審査会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 医師 (日) 20,800 円 委員 (日) 12,500 円	西方町障害程度区分市町村審査会 ・定数 5 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 医師 (日) 16,000 円 委員 (日) 9,600 円	
栃木市要保護児童対策地域協議会 ・定数 - ・任期 2 年 ・報酬 -	西方町要保護児童対策地域協議会 ・定数 - ・任期 - ・報酬 (日) 2,000 円	
栃木市学童保育運営委員会 ・定数 16 人 ・任期 2 年 ・報酬 -	設置なし	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市障がい児保育審査会 ・定数 11 人 ・任期 - ・報酬 -	設置なし	
栃木市児童館運営委員会 ・定数 6 人 ・任期 2 年 ・報酬 -	設置なし	
栃木市健康づくり推進協議会 ・定数 18 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 医師 (日) 10,000 円 委員 (日) 8,000 円	設置なし	
栃木市予防接種委員会 ・定数 15 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 10,000 円	西方町予防接種健康被害調査委員会 ・定数 7 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 2,000 円	
栃木市健康 2 1 計画検討部会 ・定数 20 人 ・任期 2 年 ・報酬 医師 (日) 10,000 円 委員 (日) 8,000 円	設置なし	
大平町企業誘致審査会 ・定数 5 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円 (栃木市において平成 23 年 4 月設置で調整中)	設置なし	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市中小企業融資振興会 ・定数 7人 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	
栃木市中小企業融資審査委員会 ・定数 12人以内 ・任期 1年 ・報酬 -	設置なし	
栃木市商工振興審議会 ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	西方町商工振興審議会 ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 2,000円	
ブランド認定委員会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円 (旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町で設置しているが、栃木市において統合中である。)	設置なし	
大平町産業振興奨励事業審査委員会 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 8,000円 (栃木市において再編中である。)	設置なし	
とちぎ山車会館運営委員会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市就業安定対策協議会 ・定数 20 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 -	設置なし	
栃木市農業振興地域促進協議会 ・定数 18 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	西方町構造政策推進会議 ・定数 19 人 ・任期 - ・報酬 (日) 2,000 円	
栃木市都市計画審議会 ・定数 16 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	西方町都市計画審議会 ・定数 11 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 2,000 円	
小山栃木都市計画事業 J R 大平下駅前土地区画整理審議会 ・定数 10 人 ・任期 5 年 ・報酬 (日) 8,000 円	設置なし	
栃木市町並み委員会 ・定数 10 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	設置なし	
栃木市伝統的建造物群保存地区指定推進協議会 ・定数 25 人以内 ・任期 保存地区指定になるまでの期間 ・報酬 (日) 8,000 円	設置なし	
栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会 ・定数 15 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	設置なし	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市シビックコア地区整備推進連絡協議会 ・定数 — 人 ・任期 — 年 ・報酬 (日) 8,000 円	設置なし	
栃木市建築審査会 ・定数 5 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	設置なし	
栃木市上下水道事業調査委員会 ・定数 15 人 ・任期 2 年 ・報酬 8,000 円	設置なし	
栃木市上下水道事業調査委員会に含む。	西方町水道運営協議会 ・定数 12 人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 (日) 2,000 円	
栃木市上下水道事業調査委員会に含む。	西方町下水道使用料等審議会 ・定数 12 人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 (日) 2,000 円	
栃木市上下水道事業調査委員会に含む。	西方町農業集落排水使用料等審議会 ・定数 12 人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 (日) 2,000 円	
栃木市奨学生選考委員会 ・定数 5 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	設置なし	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市藤岡地区（都賀地区）中学生国際交流事業実施委員会 ・定数 10 人以内×2 地区 ・任期 1 年 ・報償金 （日）8,000 円	西方町中学生国際交流事業実施委員会 ・定数 8 名 ・任期 2 年 ・報酬 （日）2,000 円	
都賀中学校校舎建設調査委員会 ・定数 10 人以内 ・任期 校舎建設が完了したとき ・報償金 （日）8,000 円	西方中学校校舎建設検討委員会 ・定数 21 人 ・任期 校舎建設が完了したとき ・報酬 （日）2,000 円	
栃木市立小中学校学区審議会 ・定数 10 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 （日）8,000 円	設置なし	
栃木市立小中学校教科用図書選定委員会 ・定数 7 人 ・任期 1 年 ・報酬 （日）8,000 円	※上都賀採択地区教科用図書採択協議会 ・定数 9 人 ・任期 1 年 ・報酬 （日）5,000 円	
栃木市就学指導委員会 ・定数 20 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 専門医（日）15,000 円 学識者（日） 5,000 円	西方町就学指導委員会 ・定数 15 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 （日）2,000 円	
栃木市立学校給食共同調理場等運営協議会 ・定数 25 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 （日）8,000 円	設置なし	
栃木市大平学校給食センター施設整備検討協議会 ・定数 12 人以内 ・任期 施設開設の日まで ・報酬 （日）8,000 円	設置なし	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市スポーツ振興審議会 ・定数 15 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	設置なし	
栃木市働く婦人の家運営委員会 ・定数 8 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 4,000 円	設置なし	
栃木市青少年問題協議会 ・定数 31 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 4,000 円	設置なし	
栃木市青少年育成センター運営協議会 ・定数 15 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 4,000 円	設置なし	
栃木市勤労青少年ホーム運営委員会 ・定数 20 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 4,000 円	設置なし	
栃木市勤労者体育センター運営委員会 ・定数 20 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 4,000 円	設置なし	
栃木市社会教育委員会議 ・定数 15 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	西方町社会教育委員会 ・定数 20 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 2,000 円	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市公民館運営審議会 ・定数 20 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 4,000 円	西方町公民館運営審議会 (※西方町社会教育委員兼務) ・定数 20 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 2,000 円	
栃木市集会所運営委員会 ・定数 60 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 4,000 円	設置なし	
設置なし	西方町生涯学習推進本部 ・本部委員 27 人 企画推進員 24 人 地域学習推進員 39 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 2,000 円	
栃木市文化財保護審議会 ・定数 10 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	西方町文化財保護審議会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 2,000 円	
栃木市文化会館運営委員会 ・定数 10 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 4,000 円	設置なし	
栃木市図書館協議会 ・定数 10 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 4,000 円	設置なし	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
とちぎ蔵の街美術館運営協議会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 4,000 円	設置なし	
栃木市美術資料選考評価委員会 ・定数 5 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	設置なし	
設置なし	西方町史編さん委員会 ・定数 20 人以内 ・任期 編さん完了まで ・報酬 委員 (日) 2,000 円 監修者 1 人 (月) 40,000 円 専門委員長 1 人 (月) 35,000 円 専門委員 9 人 (月) 30,000 円	
栃木市地域自治区（大平町、藤岡町、都賀町）地域協議会 ・定数 15 人以内× 3 地区 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	設置なし	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
【その他の特別職】		
顧問弁護士 ・定数 1 人 ・任期 2 年 ・報酬 (年)360,000 円	設置なし	・西方町のその他の特別職については、基本的に合併の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、栃木市の制度として定めるものとする。 ・栃木市のその他の特別職の定数増が必要な場合は、合併時まで調整する。 ・ただし、消防団員については、協定項目 22「消防団の取扱い」の協議結果による。
投票管理者 ・報酬 投票所 12,600 円 期日前投票所 11,100 円	投票管理者 ・報酬 投票所 12,600 円 期日前投票所 11,100 円	
開票管理者 ・報酬 10,600 円	開票管理者 ・報酬 10,600 円	
選挙長 ・報酬 10,600 円	選挙長 ・報酬 10,600 円	
投票立会人 ・報酬 投票所 10,700 円 期日前投票所 9,500 円	投票立会人 ・報酬 投票所 10,700 円 期日前投票所 9,500 円	
開票立会人 ・報酬 8,800 円	開票立会人 ・報酬 8,800 円	
選挙立会人 ・報酬 8,800 円	選挙立会人 ・報酬 8,800 円	
栃木市交通教育指導員 ・定数 - ・任期 1 年 ・報酬 (月) 165,600 円	設置なし	
栃木市交通指導員 ・定数 54 人 ・任期 2 年 ・報酬 (月) 47,000 円	西方町交通指導員 ・定数 3 人 (条例で定めてはいないが、3 人で運用している。) ・任期 3 年 ・報酬 (月) 33,000 円	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市		西 方 町		
栃木市消防団 ・定数 933 人 ・報酬 (年) 団長 (方面隊長) 250,000 円 副団長 (方面隊長) 237,000 円 方面隊副隊長 (団本部) 170,000 円 分団長 129,000 円 副分団長 113,500 円 部長 103,000 円 班長 82,500 円 団員 67,000 円		西方町消防団 ・定数 123 人 ・報酬 (年) 団長 150,000 円 副団長 110,000 円 本部長 97,000 円 副本部長 88,000 円 本部員 70,000 円 分団長 70,000 円 副分団長 60,000 円 部 長 50,000 円 班 長 40,000 円 団 員 30,000 円		
栃 木 市				
旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町	
※自治会長報償金 ・自治会数 172 ・均等割 38,500 円＋ 世帯割 220 円×加入世帯数 (参考) 【自治会報償金】 自治会への依頼事務（広報紙配布 他）に対するお礼として支出する。 ・世帯割 350 円×加入世帯数	大平町代表事務連絡員 ・自治会数 46 ・報酬 (年) 79,000 円＋700 円× 担当地域の戸数 大平町事務連絡員 ・報酬 (年) 700 円×担当地域の戸数 (参考) 【自治会報償金】 自治会への報償金はない。	※自治会長への謝金はない。 (参考) 【自治会行政協力謝金】 ・自治会数 104 ・自治会への依頼事務（広報紙配布 他）に対するお礼として。 ・世帯割 1,300 円×加入世帯数	※自治会長へのお礼 ・自治会数 30 ・自治会長に対しお礼として 報償費 (物品) 及び食糧費 (料理等) を支出する。 (参考) 【自治会委託料】 自治会への業務委託に対して委託料 を支出する。 ・均等割 35,000 円＋ (世帯割 450 円× 加入世帯数) ＋ (班長手当 7,000 円× 班数) (参考) 【自治会総合交付金】 自治会の地域福祉活動や地域防災活 動、交通安全対策など様々な活動に対 し、世帯・人数割で交付 (未加入世帯・ 人数含む。) する。 ・世帯割 3,000 円×世帯数＋人数割 2,500 円×対象者数 (敬老会対象者及 び小中学生人数)	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
地域消防防災活動協力員 ・定数 9人 ・任期 1年 ・報酬 (年) 20,000円	設置なし	
栃木市産業医 ・定数 4人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 196,800円＋450円×職員数＋(月) 30,000円	西方町産業医 ・定数 1人 ・任期 2年 ・報酬 従事回数×32,000円	
栃木市固定資産評価員 ・定数 1人 ・任期 - ・報酬 (日) 8,000円	西方町固定資産評価員 ・定数 1人 ・任期 - ・報酬 (日) 2,000円	
栃木市税等収納員 ・任期 1年 ・報酬 250,000円以内 月額基本給 80,000円 月額能率給 徴収割 現年度分 収納額×2/100 過年度分 収納額×4/100 徴収世帯割 世帯数×150円 口座振替勧誘割 依頼数×1,000円	西方町税徴収嘱託員 ・任期 1年 ・報償金 月額基本給 臨時職員と同額 月額能率給 徴収割 現年度分 収納額×2/100 過年度分 収納額×4/100 口座振替勧誘割 依頼数×1,000円	
栃木市寺尾財産区議会議員 ・定数 11人 ・任期 4年 ・報酬 (年) 議 長 142,000円 副議長 117,000円 議 員 96,800円	設置なし	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市消費生活センター相談員 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (月) 155,250 円	設置なし	
栃木市弁護士相談員 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (日) 30,000 円	設置なし	
栃木市市民相談員 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (月) 185,800 円	設置なし	
栃木市戸籍事務専門員 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (月) 161,400 円	設置なし	
栃木市有墓地管理人 ・定数 - ・任期 - ・報酬 (年) 2,000 円	設置なし	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市母子自立支援員兼婦人相談員 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600 円	設置なし	
栃木市養育支援員 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600 円	設置なし	
栃木市障害の程度区分認定調査員 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600 円	設置なし	
栃木市障害の者相談支援員 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600 円	設置なし	
栃木市生活保護就労支援相談員 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600 円	設置なし	
栃木市特定疾患患者等相談員 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600 円	設置なし	
栃木市トータルサポート専門員 ・定数 規定なし ・任期 1年 ・報酬 (日) 20,000 円以内 (月) 350,000 円以内	設置なし	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市介護認定調査員 ・定数 15 人 ・任期 1 年 ・報酬 (月) 150,000 円+件数×2,000 円	※職員 (保健師) が対応	
栃木市介護支援専門員 ・定数 1 人 ・任期 1 年 ・報酬 (月) 206,000 円	設置なし	
栃木市社会福祉士 ・定数 1 人 ・任期 1 年 ・報酬 (月) 206,000 円	設置なし	
栃木市社会福祉委員 ・報酬 大平 会長 (年) 54,000 円 委員 (年) 30,000 円 藤岡 会長 (年) 116,000 円 副会長 (年) 93,000 円 委員 (年) 84,000 円 都賀 会長 (年) 120,000 円 委員 (年) 100,000 円	設置なし	
栃木市ファミリー・サポートセンター・アドバイザー ・定数 2 人 ・任期 1 年 ・報酬 (日) 7,000 円(7h) 栃木市ファミリー・サポート・センターおおひら・アドバイザー ・定数 1 人 ・任期 6 ヶ月 ・賃金 (日) 8,000 円(8h)	設置なし	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
未就学児ことばの教室指導員 ・定数 - ・任期 1 年 ・報酬 (日) 9,800 円	設置なし	
栃木市特別障害者手帳等嘱託医 ・定数 - ・任期 - ・報酬 (日) 20,800 円	設置なし	
栃木市保育所嘱託医 (保育所障がい児嘱託医を兼ねる) ・定数 - ・任期 1 年 ・報酬 (年) 106,000 円＋児童数×450 円×年 2 回	西方町園医、内科医 ・定数 - ・任期 - ・報酬 1 回 17,600 円	
栃木市保育所歯科嘱託医 ・定数 - ・任期 1 年 ・報酬 (年) 106,000 円＋児童数×450 円×年 2 回	西方町園医、歯科医 ・定数 - ・任期 - ・報酬 1 回 17,600 円	
栃木市嘱託保育士 ・定数 - ・任期 1 年 ・報酬 (月) 169,900 円	※西方町臨時保育士 ・任期 1 年 ・賃金 (月) 187,000～192,000 円	
栃木市保育所嘱託栄養士 ・定数 1 人 ・任期 1 年 ・報酬 (月) 166,800 円	※西方町臨時栄養士 ・任期 1 年 ・賃金 (月) 192,000 円	
栃木市児童センター主任指導員 ・定数 1 人 ・任期 1 年 ・報酬 (月) 165,600 円	設置なし	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市市医 ・定数 1人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 52,500 円	設置なし	
栃木市予防接種等嘱託医 ・定数 - ・任期 - ・報酬 (日) 30,000 円	西方町予防接種協力医 ・定数 - ・任期 - ・報酬 (日) 17,600 円	
栃木市母子保健推進員 ・定数 142人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 20,000 円+1 件×300 円+協力回数×1,500 円	設置なし	
栃木市栄養指導員 ・定数 1人 ・任期 - ・報酬 (月) 186,300 円	※西方町臨時栄養士 ・任期 1年 ・賃金 (月) 192,000 円 (保育所給食業務を兼ねる)	
設置なし	西方町保健事業事故対策委員会 ・委員 7名 ・任期 - ・報酬額 -	
栃木市陸砂利採石監視員 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 81,800 円	※西方町陸砂利採石監視員 ・任期 1年 ・賃金 (年) 968,400 円	
都賀町優良商工業経営者表彰選定委員査会 ・定数 6人 ・任期 1年 ・報酬 -	設置なし	

現 況				具体的な調整内容
栃 木 市		西 方 町		
大平町太平山南山麓広域交流拠点整備実施計画策定P F Iアドバイザー ・定数 ー ・任期 ー ・報酬 (日) 8,000 円		設置なし		
栃木市営住宅管理人 ・定数 各市営住宅あたり 1 人以内 ・任期 1 年 ・報酬 (年) 2,000 円＋管理戸数×300 円		設置なし		
小山栃木都市計画事業 J R 大平下駅前土地地区画整理評価員 ・定数 3 人 ・任期 ー ・報酬 (日) 8,000 円		設置なし		
栃木市外国語指導助手 ・定数 ー ・任期 1 年 ・報酬 (月) 350,000 円以内		西方町外国語指導助手 ・定数 ー ・任期 1 年 ・報酬 (月) 300,000 円		
栃木市特別支援教育講師 ・定数 ー ・任期 1 年 ・報酬 (日) 20,000 円		設置なし		
栃 木 市				西 方 町
旧栃木市	旧大平町	旧藤岡町	旧都賀町	
学校教育指導員 ・定数 ー ・任期 1 年 ・報酬 (月) 124,200 円	主任教育相談員 ・報酬 (月) 187,200 円 教育相談員 ・報酬 (月) 104,000 円	学校教育指導員 ・報酬 (日) 7,500 円	設置なし	設置なし

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市学校医 ・定数 ー ・任期 1年 ・報酬 (年) 196,800 円＋児童・生徒数× (内科、耳鼻科) 450 円、 (眼科) 390 円 ・就学時健康診断報酬 従事回数×30,000 円＋児童数× (内科)450 円、 (眼科) 390 円	西方町校医 ・人数 内科 3人 眼科医 1人 ・任期 ー ・報酬 (年) 140,000 円＋学校数×70,000 円＋児童・生徒数×240 円 ・就学時健康診断報酬 (日) 17,600 円＋児童数×240 円	
栃木市学校歯科医 ・定数 ー ・任期 1年 ・報酬 (年) 196,800 円＋児童・生徒数×450 円 ・就学時健康診断報酬 従事回数×30,000 円＋児童数×450 円	西方町学校歯科医 ・人数 2人 ・任期 ー ・報酬 校医に同じ	
栃木市学校薬剤師 ・定数 ー ・任期 1年 ・報酬 栃木 (年)78,500 円／1校 大平 (年)63,000 円／1校 藤岡 (年)65,000 円／1校 都賀 (年)159,500 円／4校	西方町薬剤師 ・人数 1人 ・任期 ー ・報酬 (年)17,600 円	
栃木市健康管理医 (小・中学校) ・定数 ー ・任期 1年 ・報酬 (年) 10,000 円／1校	設置なし	
栃木市教育委員会点検評価委員 ・定数 5人以内 ・任期 1年 ・報酬 (日) 8,000 円	西方町教育委員会外部評価委員 ・定数 3人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 2,000 円	
栃木市学校評議員 ・定数 1校に8人以内 ・任期 1年 ・報酬 (年) 15,000 円	西方町学校評議員 ・定数 各学校5人以内 ・任期 1年 ・報酬 (日) 2,000 円	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市教育研究所所長 ・定 数 1人 ・任 期 1年 ・報 酬 (月) 150,000 円	設置なし	
栃木市教育研究所主事 ・定 数 - ・任 期 1年 ・報 酬 (月) 5,000 円	設置なし	
栃木市学校生活支援員 ・定 数 - ・任 期 1年 ・報 酬 特別支援(日) 9,100 円、学力向上(月)183,000 円	※西方町立小中学校非常勤講師 ・任 期 1年 ・賃 金 (時)1,250 円	
栃木市人権教育推進員 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (月) 5,000 円	設置なし	
栃木市男女共同参画推進指導員 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 124,200 円	設置なし	
栃木市少年補導員 ・定数 100 人以内 ・任期 1年 ・報酬 (日) 4,000 円	西方町青少年育成推進員 ・定数 10 人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 2,000 円	
栃木市青少年相談員 ・定数 若干名 ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600 円	設置なし	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	西 方 町	
栃木市社会教育指導員 ・定数 ー ・任期 1年以内 ・報酬 栃木 (月) 113,800 円 大平 一 般 (月) 128,000 円 人権対策 (月) 141,000 円 藤岡 (月) 135,000 円 都賀 (月) 100,000 円	西方町社会教育指導員 ・任期 1年 ・賃金 (月) 118,000 円	
栃木市体育指導委員 ・定数 58人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	西方町体育指導委員 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 2,000 円	
栃木市スポーツ推進員 ・定数 46人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	設置なし	
栃木市地域自治区（大平町、藤岡町、都賀町）区長 ・定数 1人 ・任期 2年（最初に選任される区長の任期は、選任の日から平成24年3月31日まで） ・報酬 (月) 200,000 円	設置なし	

協議第 1 4 号

合併協定項目 1 2 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 1 2 条例、規則等の取扱い
調整方針	条例・規則等については、栃木市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて、整備する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 2 条例、規則等の取扱い	関係項目	
調整の方針	条例・規則等については、栃木市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて、整備する。		
現 況			具体的な調整内容
栃 木 市		西 方 町	
【例規集登載】 合計 8 5 4 本 内訳 条例 2 3 3 本 規則 2 5 8 本 その他 3 6 3 本		【例規集登載】 合計 4 3 4 本 内訳 条例 1 5 5 本 規則 1 0 5 本 その他 1 7 4 本	別紙のとおり

【 具体的な調整内容 】

市町村合併時の「編入合併における編入する市町村」においては、市町村の法人格がそのまま存続するため、これらの市町村において効力を有していた条例、規則等は失効することはありません。

これに反して、「新設合併における関係市町村」及び「編入合併における編入される市町村」においては、市町村合併が行われた場合には、市町村の法人格が消滅するため、市町村において従前効力を有していた条例、規則等は、失効することとなります。

したがって、「西方町」の場合には、編入する「栃木市」の条例、規則等の中に編入後必要となる現行の条例、規則等の内容を反映させる必要があります。

なお、条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会等で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、新規制定又は一部改正を行うものとします。

協議第 1 5 号

合併協定項目 1 3 事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 1 3 事務組織及び機構の取扱い
調整方針	1 新市の行政組織・機構は、既存の庁舎の活用を図ることを前提に、総合支所方式を採用するものとし、総合支所の組織については、現地解決型の地域振興を図ることができる体制を確保するとともに、市民サービスに急激な変化をきたすことのないように配慮するものとする。 2 合併時における組織については、栃木市の例により部制を執るものとする。 3 合併の前日において存する支所、出張所等については、新市に引継ぐものとする。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 3 事務組織及び機構の取扱い				関係項目	
調整の方針	1 新市の行政組織・機構は、既存の庁舎の活用を図ることを前提に、総合支所方式を採用するものとし、総合支所の組織については、現地解決型の地域振興を図ることができる体制を確保するとともに、市民サービスに急激な変化をきたすことのないように配慮するものとする。					
	2 合併時における組織については、栃木市の例により部制を執るものとする。					
	3 合併の前日において存する支所、出張所等については、新市に引継ぐものとする。					
現 況 (平成22年4月1日現在)						具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町		
栃 木 市 本 庁	大平総合支所及び大平教育支所	藤岡総合支所及び藤岡教育支所	都賀総合支所及び都賀教育支所			
企画部 企画課、地域振興課、合併調整管理室、 秘書政策課、財政課、 人権推進課、 県庁堀周辺整備室 総務部 総務課、情報推進課、人事課、税務課、 債権管理指導室、契約検査課 施設管理部 道路管理課、施設管理課、公有財産課 市民生活部 市民生活課、保険年金課、環境課、 女性青少年課 健康福祉部 福祉トータルサポートセンター、 福祉サービス課、こども課、	大平総合支所 地域振興課 税務課 市民生活課 人権推進課 健康福祉課 こども課 産業振興課 道路整備課 都市整備課 上下水道課 大平教育支所 学校教育課 生涯学習課	藤岡総合支所 地域振興課 税務課 市民生活課 健康福祉課 産業振興課 都市建設課 上下水道課 藤岡教育支所 学校教育課 生涯学習課	都賀総合支所 地域振興課 税務課 市民生活課 保健福祉課 産業振興課 都市建設課 上下水道課 都賀教育支所 学校教育課 生涯学習課	総務課 企画課 税務課 住民課 保健福祉課 産業振興課 建設水道課 道の駅にしかた管理事務所 認定西方なかよしこども園(幼稚園・保育園) 出納室 教育委員会事務局 学校教育課 生涯学習課 中央公民館	別紙のとおり	

現 況 (平成22年4月1日現在)					具体的な調整内容
栃 木 市				西 方 町	
栃 木 市 本 庁	大平総合支所及び大平教育支所	藤岡総合支所及び藤岡教育支所	都賀総合支所及び都賀教育支所		
高齢福祉課、健康増進課 産業振興部 商工観光課、農林課、産業基盤整備課 都市建設部 道路整備課、都市計画課、伝建推進室、 建築指導課、下水道課、水道課 会計管理者 会計課 議会事務局 議事課 教育委員会事務局 教育総務課、学校教育課、スポーツ振興 課、生涯学習課、文化課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 公平委員会 農業委員会事務局 固定資産評価審査委員会 寺尾支所 国府支所 大宮出張所 皆川出張所 吹上出張所		部屋出張所		総合文化体育館 議会事務局 選挙管理委員会 監査委員事務局 農業委員会 固定資産評価審査委員会 公営企業 建設水道課 <	

【具体的な調整内容】

新市の行政組織・機構については、

- ① 従来の行政サービスを低下させない組織・機構
- ② 市民にとって分かりやすく、利用しやすい組織・機構
- ③ 地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ的確に対応できる組織・機構
- ④ 指揮命令系統が明快な組織・機構
- ⑤ 簡素で効率的な組織・機構

を目指す必要があることから、

- 1 新市の行政組織・機構は、既存の庁舎の活用を図ることを前提に、総合支所方式を採用するものとし、総合支所の組織については、現地解決型の地域振興を図ることができ体制を確保するとともに、市民サービスに急激な変化をきたすことのないように配慮するものとする。
- 2 合併時における組織については、栃木市の例により部制を執るものとする。
- 3 合併の前日において存する支所、出張所等については、新市に引き継ぐものとする。

協議第 1 6 号

合併協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日提出

栃木市・西方町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱い
調整方針	1 栃木地区広域行政事務組合については、岩舟町等と協議の上、合併時までに調整する。 2 西方町は、合併の前日をもって栃木県市町村総合事務組合から脱退する。 3 西方町は、合併の前日をもって栃木県後期高齢者医療広域連合から脱退する。 4 西方町は、合併の前日をもって栃木県南公設地方卸売市場事務組合から脱退する。 5 西方町は、合併の前日をもって宇都宮西中核工業団地事務組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 4 一部事務組合等の取扱い	関係項目	1 栃木地区広域行政事務組合
調整の方針	栃木地区広域行政事務組合については、岩舟町等と協議の上、合併時まで調整する。		
現 況		具体的な調整内容	
○栃木地区広域行政事務組合に関すること - 組織の名称 栃木地区広域行政事務組合 - 目的 一市町で処理することが困難な事務あるいは広域で取り組んだ方が効率的な事務を、共同で処理する。 - 構成団体 栃木市、岩舟町、西方町 - 共同処理事務 ①栃木地区広域市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施の連絡調整に関する事務（全市町） ②ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務（全市町） ③消防に関する事務（消防団に関する事務を除く）（栃木市、西方町） ④液化石油ガス設備工事届の受理に関する事務（栃木市、西方町） ⑤し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務（栃木市、西方町） - 経費負担割合 ・議会総務費 市町割 2 5 %、人口割 7 5 % ・衛生費（し尿） 人口割 1 0 0 % ・衛生費（清掃） 人口割 2 5 %、処理量割 7 5 % ・消防費 市町割 1 7 %、人口割 8 3 % - 管理者等 - 管理者 関係市町の長が互選（現行 管理者 栃木市長） - 副管理者 関係市町の長が互選（現行 岩舟町・西方町長） - 会計管理者 管理者が関係市町の会計管理者のうちから任命（現行 栃木市会計管理者） - 監査委員 管理者が組合議会の同意を得て選任 有識見 1 人 （現行 旧大平町代表監査委員）、議選 1 人（現行 西方町議会議長） - 組合議会議員 - 定 数 1 4 人（市 1 0 人、各町 2 人） - 選 出 関係市町の議会の議長及び関係市町の議会において当該議会の議員のうちから選挙された者 - 議長等 組合の議会において選挙（現行 議長 栃木市議会議長、副議長 岩舟町議会議長）		栃木地区広域行政事務組合に関する共同処理事務については、組合を構成する栃木市及び西方町以外の岩舟町及び組合の理解を得ておく必要がある。 また、時期についても、組合の脱退、加入等を行うには、合併に係る総務大臣の告示後、合併の日までに、すべての構成市町の議会の議決及び協議、都道府県知事の許可が必要となる。 これらのことから、栃木地区広域行政事務組合については、岩舟町等と協議の上、合併時まで調整する。	

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 4 一部事務組合等の取扱い	関係項目	2 栃木県市町村総合事務組合																		
調整の方針	西方町は、合併の前日をもって栃木県市町村総合事務組合から脱退する。																				
現 況			具体的な調整内容																		
○栃木県市町村総合事務組合（地方自治法第 285 条に基づく一部事務組合） 目 的…栃木県内の市町の手務の一部を共同処理することを目的とする。 構成する市町等…14 市 13 町 16 一部事務組合 【共同処理する事務の区分】 ①次に掲げる災害に係る損害補償 ・消防組織法第 24 条第 1 項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償 ・消防法第 36 条の 3 第 1 項の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償 ・水防法第 6 条の 2 第 1 項の規定による水防団長及び水防団員に係る損害補償 ・水防法第 45 条の規定による水防に従事した者に係る損害補償 ・災害対策基本法第 84 条第 1 項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償 ②消防組織法第 25 条の規定による非常勤消防団員に対する退職報償金の支給 ③地方自治法第 204 条第 2 項に規定する常勤の職員に対する退職手当の支給 ④地方公務員災害補償法第 7 章に規定する市町村の議会の議員の公務上又は通勤による災害に対する補償 ⑤栃木県自治会館の設置、管理及び運営			西方町は、合併の前日をもって栃木県市町村総合事務組合から脱退する。																		
<table><tr><td>共同処理事務区分・実施状況</td><td>栃 木 市</td><td>西 方 町</td></tr><tr><td>① 災害に係る損害補償</td><td>共同処理</td><td>共同処理</td></tr><tr><td>② 非常勤消防団員に対する退職報償金の支給</td><td>共同処理</td><td>共同処理</td></tr><tr><td>③ 常勤の職員に対する退職手当の支給</td><td>共同処理</td><td>共同処理</td></tr><tr><td>④ 市町村の議会議員の公務災害補償</td><td>共同処理</td><td>共同処理</td></tr><tr><td>⑤ 栃木県自治会館の設置、管理及び運営</td><td>共同処理</td><td>共同処理</td></tr></table>			共同処理事務区分・実施状況	栃 木 市	西 方 町	① 災害に係る損害補償	共同処理	共同処理	② 非常勤消防団員に対する退職報償金の支給	共同処理	共同処理	③ 常勤の職員に対する退職手当の支給	共同処理	共同処理	④ 市町村の議会議員の公務災害補償	共同処理	共同処理	⑤ 栃木県自治会館の設置、管理及び運営	共同処理	共同処理	
共同処理事務区分・実施状況	栃 木 市	西 方 町																			
① 災害に係る損害補償	共同処理	共同処理																			
② 非常勤消防団員に対する退職報償金の支給	共同処理	共同処理																			
③ 常勤の職員に対する退職手当の支給	共同処理	共同処理																			
④ 市町村の議会議員の公務災害補償	共同処理	共同処理																			
⑤ 栃木県自治会館の設置、管理及び運営	共同処理	共同処理																			

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 4 一部事務組合等の取扱い	関係項目	3 栃木県後期高齢者医療広域連合
調整の方針	西方町は、合併の前日をもって栃木県後期高齢者医療広域連合から脱退する。		
現 況		具体的な調整内容	
○栃木県後期高齢者医療広域連合（地方自治法第 284 条に基づく広域連合） 目 的…後期高齢者医療を実施するため栃木県内の市町で組織し、その事務を実施する。 構成する市町等…14 市 13 町 概 要… 老人保健制度に代わり、平成 20 年 4 月から新しい『後期高齢者医療制度』がはじまりました。 これに伴い、被保険者となる 75 歳以上の後期高齢者等については、国民健康保険や被用者保険から脱退し、独立した後期高齢者医療制度に加入（移行）することになりました。 この後期高齢者医療制度の運営をするため、栃木県内の市町すべてが加入した『栃木県後期高齢者医療広域連合』が平成 19 年 2 月 1 日に設立されました。 事 務 内 容…①被保険者の資格の管理に関する事務 ②医療給付に関する事務 ③保険料の賦課に関する事務 ④保健事業に関する事務 ⑤その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務		合併の前日をもって西方町が栃木県後期高齢者医療広域連合から脱退する。	

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 4 一部事務組合等の取扱い	関係項目	4 栃木県南公設地方卸売市場事務組合									
調整の方針	西方町は、合併の前日をもって栃木県南公設地方卸売市場事務組合から脱退する。											
現 況			具体的な調整内容									
○栃木県南公設地方卸売市場事務組合 ・目的 生鮮食料品等を地域住民に安定的に供給するために公設市場を運営する。 ・構成市町 3市4町 小山市、栃木市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町、西方町 ・H22負担割合、負担金 <table><tr><td></td><td>栃 木 市</td><td>西 方 町</td></tr><tr><td>負担割合</td><td>27.59%</td><td>0.23%</td></tr><tr><td>市町負担金</td><td>130,789 千円</td><td>1,090 千円</td></tr></table>				栃 木 市	西 方 町	負担割合	27.59%	0.23%	市町負担金	130,789 千円	1,090 千円	西方町は、合併の前日をもって脱退する。
	栃 木 市	西 方 町										
負担割合	27.59%	0.23%										
市町負担金	130,789 千円	1,090 千円										

様式 1

栃木市・西方町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 4 一部事務組合等の取扱い	関係項目	5 宇都宮西中核工業団地事務組合
調整の方針	西方町は、合併の前日をもって宇都宮西中核工業団地事務組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市	西 方 町		
該当なし	○宇都宮西中核工業団地事務組合 ・事務概要 - 都市下水路の設置、管理 - 汚水処理施設の管理運営 - 専用水道事業の経営 - 工業用水道事業の経営 ・組合議員 西方町 4 名 鹿沼市 4 名 ・2 2 年度負担金 - 西方町 76, 212 千円 - 鹿沼市 66, 018 千円	西方町は、事務組合から合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に事務組合に加入する。	